

2022年6月27日
株式会社 東京金融取引所
代表取締役社長 木下 信行

岡安商事株式会社に対する措置について

当社は、岡安商事株式会社に対して、下記のとおり、取引参加者規程及び業務方法書に基づく措置を行いましたので、取引参加者規程第40条第1項及び業務方法書第15条の11第1項の規定に基づき公表します。

記

1. 措置事由

同社は、2022年6月24日付けで近畿財務局より、金融商品取引法第52条第1項に基づく業務停止命令（期間2022年7月8日から同年8月7日まで）を受けた。

2. 措置の根拠

取引参加者規程第66条第1項及び業務方法書第15条の6第1項

3. 措置の内容

2022年7月8日より同年8月7日までの間、当社の市場における自己のなす呼び値による取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引の停止並びに当該各取引に基づく債務の引受けの停止。（但し、顧客の決済取引等当局が個別に認めたものを除く。）

以 上